

入会基本契約書

_____ (以下「甲」という) と 一般社団法人JCSM (以下「乙」という)とは、次のとおり入会基本契約 (以下「本契約」という)を締結する。

第1条 本契約詳細は別添「会員規約」の定めるところとする。

第2条 本契約について定めのない事項や疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

本契約の成約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 (住所)

①

乙 東京都港区赤坂2丁目19番8号
一般社団法人JCSM
理事長 三浦 宏一

②

会員規約

(目的)

第1条 本規約をもって、一般社団法人日本消費者支援機構(以下「当法人」という)の定款に定める会員となることを団体又は個人に適用する。

(入会)

第2条 入会の申込をする場合は、入会申込書に必要事項を記入、必要書類を添付の上、当法人に郵送提出することとする。申込書の受領、理事会承認後 14 日以内に正会員は入会費として初月会費3ヶ月分、賛助会員は賛助会費の振込を事務局が確認後、翌月1日を以て入会の成立とする。

(入会金及び会費)

第3条 正会員の入会金・会費は次のように定める。

入会金	(団体)		定められた会費3ヶ月分前払い
会費	(団体)	従業員数 1 名～9 人	1 口 30,000 円／月
		従業員数 10 名～	1 口 ※査定により定める
2	賛助会員の賛助会費は次のように定める。尚、個人事業の場合、屋号にて加入とする。		
賛助会費	(法人)		1 口 30,000 円

(支払い方法)

第4条 入会金及び会費の支払い方法については下記の通りとする。

- (1) 入会金は所定の申込書にて入会手続きを行い、理事会承諾後、当法人が指定する金融機関口座への振込みにて支払うものとする。なお、支払いに伴い振込み手数料等が発生した場合は、会員の負担とする
- (2) 2回目以降の会費について、会員は、毎月 20 日までに翌月分の会費を当法人指定口座へ振り込むものとする。なお、20 日が金融機関の休業日の場合、前営業日までに振り込むものとする
- (3) 当法人は、一旦支払いを受けた会費については、理由の如何を問わず払い戻しは行わない。ただし、入会時に於ける入会承認が不成立の場合は速やかに返金するものとする
- (4) 返金に伴い振込み手数料等が発生した場合は、手数料等をすでに入金している額より差し引くものとする
- (5) 当法人は、会員への事前の告知をもって、会費を変更することができるものとする
- (6) 会員は、会費のほか、事業等による別途参加費等が必要となった場合は、これを支払うものとする

(入会の拒絶)

第5条 当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- (1) 入会に関わる事項について、偽名等の虚偽情報を提出した場合
- (2) 入会申込者が本規約及び当法人の定款に反するおそれのある場合
- (3) 過去に会員資格を取り消されたものから申し込みがあった場合
- (4) 過去に法令に違反し、刑罰に処せられ又は行政処分を受けていた場合
- (5) 暴力団関係者または、反社会的勢力に与する者であった場合
- (6) 会費が指定期限日を過ぎても未納の場合
- (7) その他、前各号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合

(会員資格及び有効期間)

第6条 会員の資格有効期間は、当法人決算月末日(毎年5月31日)までとする。

- 2 前項に定める有効期間は、会員又は当法人から申出がない限り、満了月の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。
- 3 会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとし、第三者への資格継承はできないものとする。
- 4 団体に入会した会員が、合併、事業譲渡、法人成り、または法人名、団体名、屋号等の変更が生じた場合には速やかに退会手続きをとるとともに、会員を継続するために、再度、本規約第2条に定める入会手続きを行うものとする。
- 5 会員は、会員資格を第三者に譲渡、貸与、売買等をする事はできないものとする。

(表決権)

第7条 総会は、当法人定款に定めるとおり正会員又は賛助会員をもって構成する。

(会員情報の変更)

第8条 会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、14日以内に書面又は電磁的方法をもってその旨を当法人に通知しなければならない。

- 2 前項の通知が無く会員が不利益を被った事柄に関し、当法人は一切の責任を負わないものとする。

(会員情報等の公開)

第9条 当法人は、会員の個人情報を適切に管理するものとし、原則として会員情報を外部に公開する行為はしないものとする。

- 2 当法人は、会員の発言等が第三者に不利益を及ぼすと判断したときは、会員のプライベート情報を警察または関連諸機関などに通知することがあるものとする。

また、裁判所、検察庁、警察、弁護士会、またはこれらに準じた権限を有する機関から、法令の規定に基づき会員のプライベート情報やアクセスログに関する情報開示を求められた

ときは、必要に応じて情報を開示することがあるものとする。

- 3 会員は、当法人の上記対応が法令に従って行われる限りこれに異議を唱えないものとし、当法人は責任を負わないものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、滞納したとき
- (4) 正当な理由なく、1年度を通して定期的な講習会や研修会等、共同の活動が行われなかったとき
- (5) 本規約に違反したとき
- (6) 除名されたとき

(除名)

第11条 当法人は、会員が次のいずれかに該当する場合は、社員総会の特別議決により当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款等に違反したとき。この会員規約に違反したとき
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
 - (4) 当法人、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害したとき
 - (5) 当法人、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
 - (6) 会員登録に関わる事項について、虚偽の情報を提出したことが判明したとき
 - (7) 会費を滞納している会員が、当法人が督促等を行ってもなお当法人の指定する期日より3ヶ月経過しても滞納したとき
 - (8) 正当な理由なく、定期的な講習会や研修会等、共同の活動に参加せず、連絡がとれない等、所在が不明であるとき
 - (9) その他、前各号に準ずる場合で、当法人が会員として不相当と判断したとき
- 2 会員を除名しようとする際は、事前に当該会員に対し、社員総会の議決前に弁明する機会を与えなければならない。

(退会)

第12条 会員は、当法人が所定する退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

- 2 会員都合による退会は、退会希望月の25日までに所定手続きを完了することにより、月末退会とし、25日を過ぎた場合、翌月以降の月末退会とする。

(抛出金品の不返還)

第13条 既に納入した入会金及びその他の抛出金品は、これを返還しないものとする。

(禁止事項)

第14条 会員は、当法人による活動にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならないものとする。

- (1) 当法人、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産及びプライバシーを侵害する行為または侵害する恐れのある行為
- (2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為
- (3) 当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為
- (4) 営業活動や営利目的、またはその準備を目的とした行為。
- (5) その他、不適切と判断されるすべての行為

(免責)

第15条 当法人に関連して、会員が他の会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または会員と他の会員もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、当法人は一切責任を追わないものとし、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償し、また、かかる紛争を解決するものとし、当法人にいかなる迷惑または損害を与えないものとする。

(損害賠償)

第16条 会員が本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとする。

2 会員資格を喪失した後の場合も、前項の規定は継続されるものとする。

(会員規約の変更)

第17条 当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがある。

(附則)

1 本規約は2019年11月1日より実施する。